

1 西東京市文化芸術振興計画策定過程

(1) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市文化芸術振興条例（平成21年西東京市条例第32号。以下「条例」という。）第8条の規定により、西東京市における文化及び芸術（以下これらを「文化芸術」という。）の振興施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に提言する。

- (1) 西東京市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の推進に関すること。
- (3) 振興計画の施策の点検及び見直しに関すること。
- (4) その他市長が文化芸術の振興施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 公募による市民 4人以内
- (3) 西東京市民文化祭実施要綱（平成22年5月14日付22西生文第88号市長決裁）に規定する西東京市民文化祭実行委員会の実行委員長

第4 任期

委員の任期は2年とし、再任は3回までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

第9 謝金

市長は、第3に規定する委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日要綱）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(2) 西東京市文化芸術振興推進委員会名簿

任期：平成30年8月1日～平成32(2020)年7月31日(敬称略)

	選任区分	氏名	所属
◎	学識経験者	ひろ せ ひろ ゆき 廣 瀬 裕 之	西東京市文化財保護審議会委員、武蔵野大学教育学部児童教育学科長・教授、書家・書道研究者
○	学識経験者	た なか だい すけ 田 中 大 介	保谷こもれびホール 館長
	学識経験者	か さい あき と 葛 西 昭 人	J:COM西東京局 局長
	学識経験者	しま た ゆき じ 島 田 雪 路	西東京市立住吉小学校 主任教諭(専科:図工)
	学識経験者	ふじ い かず お 藤 井 一 男	元兵庫教育大学教授、クラリネット奏者
	西東京市民文化祭 実行委員会委員長	なか ひら えい じ 中 平 英 二	西東京市民文化祭実行委員会 実行委員長
	公募市民	あお き み き こ 青 木 美 紀 子	西東京ジュニア・ユースオーケストラ事務局長 市民文化祭オープニングイベント実行委員会 委員長
	公募市民	た なべ けい こ 田 邊 慶 子	友禅作家、伝統工芸士
	公募市民	なか の こう た ろう 中 野 浩 太 郎	民生児童委員、行政書士、西東京シネマクラブ会員
	公募市民	なか むら しん や 中 村 晋 也	「ヤギサワベース」、グラフィックデザイナー

◎委員長 ○副委員長

(3) 推進委員会における会議の経緯

平成 29 年度	8月31日	平成29年度 第1回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 委員会の運営について ○ 平成29年度推進委員会及び計画推進スケジュールについて
	10月4日	平成29年度 第2回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 「平成29年度 施策・事業評価(平成28年度分)」調査結果について
	11月8日	平成29年度 第3回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京市文化芸術に関するアンケート調査(案)について ○ 文化芸術に関心のない人を主たる対象としたアンケート調査(案)について ○ 「平成29年度 施策・事業評価(平成28年度分)」調査結果について
	12月4日	平成29年度 第4回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京市文化芸術に関するアンケート調査(案)について ○ 文化芸術に関心のない人を主たる対象としたアンケート調査(案)について ○ 「平成29年度 施策・事業評価(平成28年度分)」調査結果について
	1月15日	平成29年度 第5回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京市文化芸術に関するアンケート調査(速報値)について ○ 文化芸術に対する意識調査(インターネット調査)について ○ 「平成29年度 施策・事業評価(平成28年度分)」調査結果について
	2月21日	平成29年度 第6回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京市文化芸術に関するアンケート調査(案)について
平成 30 年度	6月6日	平成30年度 第1回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 文化芸術振興推進委員会の運営について ○ 平成30年度 第2期文化芸術振興計画 策定スケジュールについて ○ 西東京市文化芸術振興計画 団体・施設ヒアリング報告書(案)について ○ 第2期文化芸術振興計画概要(案)について ○ 第2期文化芸術振興計画骨子(案)について
	7月23日	平成30年度 第2回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 第2期文化芸術振興計画骨子案について ○ 第2期文化芸術振興計画素案(案)について
	11月7日	平成30年度 第3回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 委員会の運営について ○ 第2期文化芸術振興計画素案(案)について ○ パブリックコメントについて
	1月28日	平成30年度 第4回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 第2期文化芸術振興計画素案のための意見募集について ○ 第2期文化芸術振興計画(素案)について ○ 「平成30年度施策・事業評価(平成29年度分)」調査結果について

平成 30 年度	2月25日	平成30年度 第5回西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- ○ 第2期文化芸術振興計画（案）について ○ 第2期文化芸術振興計画概要版（案）について ○ 「平成30年度施策・事業評価(平成29年度分)」調査結果について
	3月26日	平成30年度 第6回西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- ○ 第2期文化芸術振興計画について ○ 第2期文化芸術振興計画概要版について ○ 「平成30年度施策・事業評価(平成29年度分)」調査結果について

(4) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討委員会設置要領

第1 設置

西東京市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)における施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、振興計画について次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の調整に関すること。
- (3) 振興計画の施策の検証及び評価に関すること。
- (4) その他市長が、振興計画の施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

第4 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、座長は生活文化スポーツ部文化振興課長をもって充て、副座長は教育部教育企画課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第6 関係者の出席

座長は、必要があると認められるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 庶務

委員会の庶務は生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか委員会に関して必要な事項は、座長が別に定める。

別表(第3関係)

企画部企画政策課長
健康福祉部生活福祉課長
子育て支援部子育て支援課長
生活文化スポーツ部文化振興課長
教育部教育企画課長

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。
(（仮称）西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領の廃止)
- 2 (（仮称）西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領(平成22年8月1日付22西生文第191号課長決裁)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

(5) 庁内検討委員会における会議の経緯

平成 30 年度	7月11日	平成30年度 第1回西東京市文化芸術振興庁内検討委員会 ○ 平成30年度計画策定及び計画推進策定スケジュールについて ○ 西東京市文化芸術に関するアンケート調査結果報告書について ○ 第2期文化芸術振興計画概要について ○ 第2期文化芸術振興計画骨子案について
	8月7日	平成30年度 第2回西東京市文化芸術振興庁内検討委員会 ○ 第2期文化芸術振興計画骨子案について ○ 第2期文化芸術振興計画素案(案)について
	1月28日	平成30年度 第3回西東京市文化芸術振興庁内検討委員会 ○ 第2期文化芸術振興計画素案のための意見募集について ○ 第2期文化芸術振興計画(素案)について ○ 「平成30年度施策・事業評価(平成29年度分)」調査結果について

(6) 実施調査概要

① 西東京市文化芸術に関するアンケート調査(郵送調査)

目的	○アンケート調査は、西東京市文化芸術振興計画の改定のため、市民の文化芸術への関心や文化的な体験、活動の実態、西東京市の文化的な環境に対する考え方などを把握することを目的としています。 ○さらに、文化芸術に関心のない層や鑑賞・体験をしていない層に対して、文化芸術振興に対する考え方や理解を把握することも目的としています。
対象	平成 29 年 12 月 1 日現在西東京市に住民登録のある 18 歳以上の人 標本数 1,000 名
調査期間	平成 29 年 12 月 12 日～平成 29 年 12 月 25 日
回収数	497 件(回答率:49.7%)

② 文化芸術振興に対する意識調査(インターネット調査)

目的	○アンケート調査は、西東京市文化芸術振興計画の改定のため、市民の文化芸術への関心や文化的な体験、活動の実態、西東京市の文化的な環境に対する考え方などを把握することを目的としています。 ○さらに、文化芸術に関心のない層や鑑賞・体験をしていない層に対して、文化芸術振興に対する考え方や理解を把握することも目的としています。 ※特にインターネットによる調査は、上記郵送調査の文化芸術に関心のない層の意見を十分に得るための補足調査として実施。
対象	西東京市に住む 16 歳以上の人
調査期間	平成 29 年 12 月 20 日～平成 29 年 12 月 27 日
回収数	有効回答数 423 件 2つの設問の回答結果に基づき、「文化に関心のある層」と「文化に関心のない層」に区分し、それぞれ 200 件ずつの回答を得るように調査を行い、有効回答数 423 件を確保しました。

③ 団体・施設ヒアリング調査

目的	○アンケート調査では市民を対象として鑑賞・活動の実態やニーズ等を把握しましたが、ヒアリングでは、西東京市における文化芸術活動の担い手となる団体を中心として、今後の西東京市における文化芸術振興のあり方等を把握することを目的としました。 ○ヒアリング対象は、市内で活動している団体や市内の文化的な拠点を中心とし、各自の活動の現状や課題、今後の展望を把握するほか、市民とは異なる視点から西東京市の文化芸術振興の現状について尋ねました。
対象	ヒアリングは市内の多様な文化芸術活動の担い手からの意見を把握するため、文化施設、中間支援団体、子どもの文化芸術活動、市が近年実施している「対話による美術鑑賞」に関連する団体のほか、西東京市文化芸術振興推進委員や活動団体に対して実施。

調査期間	平成 30 年 1 月 15 日～平成 30 年 2 月 28 日
回収数	11 団体

(7) 計画素案に対する市民意見の募集

① パブリックコメント

目的	○西東京市では、市民参加条例に基づき、市の政策案の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を聴く「パブリックコメント（市民意見提出手続制度）」を実施しています。西東京市第 2 期文化芸術振興計画（素案）に対してご意見をいただきました。
実施期間	平成 30 年 11 月 22 日～平成 30 年 12 月 21 日
提出された意見 件数	8 件（4 人）

② 市民説明会

目的	○西東京市第 2 期文化芸術振興計画（素案）に対するご意見をいただくため、計画の内容について説明を行いました。
実施期間	平成 30 年 11 月 27 日
場所	保谷庁舎、田無庁舎
参加人数	3 人

③ ポスターセッション

目的	○西東京市第 2 期文化芸術振興計画（素案）に対するご意見をいただくため、計画の概要を紹介するパネル展示を行いました。
実施期間	平成 30 年 11 月 28 日～11 月 29 日
開催場所 及び参加人数	東伏見ふれあいプラザ（14 人）、保谷駅前図書館（21 人）、 田無庁舎（31 人）、ひばりが丘図書館（23 人）、柳沢公民館（25 人）
参加人数	114 人

2 (参考) 西東京市文化芸術振興計画「平成29年度施策」

市の文化芸術に関する施策の参考として、現在行っている事業（平成29年度分）を第2期計画の体系に合わせて事業別に掲載します。

(1) 基本方針1 参加のきっかけづくり

施策1 ライフステージ等に合わせた文化芸術活動の提供

No	取組の内容	概要	所管課
1	成人のニーズを把握	アンケート等を通じて、適宜ニーズを把握する。	文化振興課
2	高齢者のニーズを把握	アンケート等を通じて、適宜ニーズを把握する。	文化振興課
3	生きがい推進事業	高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するため、福祉会館等において市主催の高齢者大学等を開催する生きがい推進事業を実施する。	高齢者支援課
4	高齢者クラブ	高齢者の生活を豊かなものにするため、高齢者クラブが行う社会奉仕活動や教養の向上、健康増進への取組を支援する。	高齢者支援課
5	高齢者いきいきミニデイ事業	一人暮らしで閉じこもりがちな高齢者に趣味、レクリエーション、学習等を通じた生きがいの場を提供する事業を実施する。	高齢者支援課

施策2 気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり

No	取組の内容	概要	所管課
1	保谷こもれびホール事業	保谷こもれびホール事業において、充実した事業を実施する。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)
2	保谷こもれびホール事業	保谷こもれびホール事業において、参加型イベントや入門講座を実施する。	保谷こもれびホール (指定管理者)
3	行政による事業	文化芸術事業における参加型イベントや入門講座を実施する。	文化振興課 高齢者支援課 健康課 スポーツ振興課 環境保全課 公民館 図書館

施策3 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり

No	取組の内容	概要	所管課
1	子どものニーズを把握	アンケートやワークショップ等を開催した際に、適宜ニーズを把握する。	文化振興課 子育て支援課
2	保谷こもれびホール事業	保谷こもれびホール事業において、子どもを対象とした事業を実施する。	保谷こもれびホール (指定管理者)
3	市民または活動団体による情報提供の調査研究	市民または活動団体による子ども向け文化芸術事業を把握する。	文化振興課
4	行政による事業	子どもを対象とした文化芸術事業を実施する。	文化振興課 保育課 児童青少年課 (児童館) スポーツ振興課 公民館 図書館

No	取組の内容	概要	所管課
5	校内学芸的行事	小中学校において展覧会、学芸会、音楽会、合唱コンクール等を実施する。	教育指導課
6	その他学芸的行事の実施	児童・生徒の豊かな感性を磨くための学芸的行事等を実施する。	文化振興課 教育指導課

施策4 市民に届く効果的な文化情報の提供

No	取組の内容	概要	所管課
1	文化芸術関連の情報発信	市報等、市が発行している各種刊行物による文化芸術関連情報の内容を調査し、必要な情報の発信方法について検討する。	文化振興課 秘書広報課 公民館 図書館
2	施設における掲示を検討	公共機関等の施設の掲示について現状を確認し、掲示方法や仕組みを検討する。	文化振興課 秘書広報課 管財課 公民館 図書館
3	ICT ^{*9} 活用における文化芸術関連情報について検討	インターネット上のサービスを用いた情報発信の現状を確認し、必要な情報発信について検討する。	文化振興課 秘書広報課 情報推進課 協働コミュニティ課 議会事務局 図書館
4	その他情報提供について検討	地域メディアを活用した情報の発信方法について検討する。	文化振興課 秘書広報課
5	外国籍市民への情報提供	外国籍市民への文化芸術関連情報の提供について検討する。	文化振興課
6	障害者への情報提供	障害者への文化芸術関連情報の提供について検討する。	文化振興課
7	市民または活動団体による情報提供の調査研究	外国籍市民や障害者を対象とした市民または活動団体による文化芸術関連情報における提供方法について調査する。	文化振興課
8	公共機関及びICT活用における情報拠点を検討	市民と文化芸術関連の情報を効果的につなぐために、公共施設の広報機能の充実及びICT活用を検討する。	文化振興課 秘書広報課 管財課 児童青少年課 スポーツ振興課 環境保全課 公民館 図書館
9	保谷こもれびホールにおける情報発信拠点を検討	自主企画による催事の広報とともに、市民の活動情報の発信方法について検討する。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)
10	情報拠点のPRと活用	文化芸術の情報拠点についてPRL、市内活動情報を収集できる仕組みを検討する。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)

*9 ICT : Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術の総称。

(2) 基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり

施策1 文化芸術を身近にする活動場所の確保

No	取組の内容	概要	所管課
1	民間施設について調査	市内にある民間の施設について、調査研究する。	文化振興課
2	ストリートパフォーマンスの検討	屋外における文化芸術活動を発表できる場所について検討し、イベント等ができる環境を整える。	文化振興課 道路管理課

施策2 市民の文化芸術活動を支える環境づくり(文化施設のあり方)

No	取組の内容	概要	所管課
1	活動者が意見交換できる場の提供	文化芸術の活動者が、日常の活動について意見を交換することができる場を検討し、個人及び活動団体間の連携の充実を図る。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)
2	保谷こもれびホール施設の改修	保谷こもれびホールで市民の文化芸術活動が行えるように、適宜改修を実施する。	文化振興課
3	公共施設の充実	市民の多様な文化芸術活動に対応できる、市民ニーズに即した施設内容の充実を図る。	文化振興課 管財課 高齢者支援課 障害福祉課 児童青少年課 子ども家庭支援センター スポーツ振興課 公民館 図書館
4	練習場所の最適化を検討	文化芸術活動のジャンルに応じた施設の使用方法について検討し、練習できる環境を整える。	文化振興課 児童青少年課 スポーツ振興課 公民館
5	発表場所の最適化を検討	文化芸術活動のジャンルに応じた施設の使用方法について検討し、発表できる環境を整える。	文化振興課 児童青少年課 公民館
6	公共施設の利用環境の整備	文化芸術活動をする際の施設の利用について、分かりやすくなるように整備する。	文化振興課 管財課 障害福祉課 児童青少年課 スポーツ振興課 公民館 図書館
7	交通機関等アクセス方法の検討	文化施設等へのアクセス方法を検証し、使用しやすい環境を整える。	文化振興課

(3) 基本方針3 文化芸術を担う人づくり

施策1 自立的な文化芸術活動の推進

No	取組の内容	概要	所管課
1	市民または活動団体による事業展開の調査研究	市民または活動団体による文化芸術事業を調査する。	文化振興課
2	行政による事業	市民のニーズに基づく文化芸術事業を実施する。	文化振興課 社会教育課
3	保谷こもれびホール事業	保谷こもれびホール事業において、活動者の発表の機会を提供する事業を実施する。	保谷こもれびホール (指定管理者)
4	西東京市民文化祭	市民の文化芸術発表及び交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促進し、市民が主体的に行う活動への支援を行う。	文化振興課
5	行政による事業	活動者の発表の機会を提供する事業を実施する。	文化振興課 高齢者支援課 児童青少年課 協働コミュニティ課 環境保全課 公民館
6	活動者のニーズ把握及び情報提供	施設の懇談会やワークショップ等を開催し、活動団体のニーズを把握し、情報を共有する。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者) 公民館
7	活動団体の自主企画や運営についてアドバイス	市民が自主的に企画・運営した事業やイベントにおける課題について、専門的なアドバイスを行う。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)
8	活動者が意見交換できる場の提供	文化芸術の活動者が、日常の活動について意見を交換することができる場を検討し、個人及び活動団体間の連携の充実を図る。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)
9	生涯学習人材情報提供事業の活用	生涯学習活動支援のための人材情報を紹介する事業を活用する。	社会教育課

施策2 次代の文化芸術を担う人づくり

No	取組の内容	概要	所管課
1	青少年の文化芸術における自主企画事業の実施	青少年が自主的に企画・運営する文化芸術事業を実施する。	児童青少年課
2	下保谷児童センターの運営	青少年が音楽・ダンスの練習及び発表のできる機能に特化した施設「下保谷児童センター」の運営によって、中学生・高校生の年代の活動の支援をする。	児童青少年課

施策3 文化芸術を支える人材の育成と活用

No	取組の内容	概要	所管課
1	文化ボランティアの育成	文化ボランティア(文化芸術活動を支える市民)を育成する。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)
2	文化ボランティアの活用	市民の多種多様な文化芸術活動を支援するため、文化ボランティアを活用して、文化芸術活動の機会をつくる。	文化振興課

(4) 基本方針4 伝統文化等の継承

施策1 文化財の保存・継承と活用

No	取組の内容	概要	所管課
1	文化財の保存・継承	市内の貴重な文化財を後世へ伝えるために、保存し継承する。	文化振興課 社会教育課 図書館
2	郷土資料室の運営	市内の遺跡からの出土品や、民具・農具等の文化財資料の収集・整理・公開に努める。	社会教育課
3	地域・行政資料室の運営	図書館が所蔵する歴史的資料の修復、保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努める。	社会教育課 図書館
4	文化財を活用したイベント等の実施	文化財に関する講座等を実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高める。	文化振興課 高齢者支援課 社会教育課 公民館
5	刊行図書やマップ等で文化資源の情報を提供	文化財に関する資料を作成し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高める。	情報推進課 社会教育課

(1) 施策2 地域の特色となる文化芸術の形成

No	取組の内容	概要	所管課
1	地域の伝統文化の検討	西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能や文化財等の現状調査を基に、地域の伝統文化とは何かを検討する。	文化振興課
2	図書館の地域資料の活用	地域資料のうち、市民の文化芸術に関する情報の収集・保存・公開について、その活用を検討する。	図書館

(5) 基本方針5 交流による活動の拡大・活性化

施策1 障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進

No	取組の内容	概要	所管課
1	外国籍市民及び障害者のニーズを把握	アンケートやヒアリング等を通じて、適宜ニーズを把握する。	文化振興課
2	外国籍市民が交流できるイベントや事業の実施	外国籍市民が参加し、交流することができるイベントを実施する。	文化振興課 公民館
3	障害者が交流できるイベントや事業の実施	障害者が参加し、交流することができるイベントを実施する。	障害福祉課 公民館
4	市民または活動団体による事業展開の調査研究	市民又は活動団体による文化芸術事業のうち、外国籍市民や障害者を対象とした事業を調査する。	文化振興課 障害福祉課
5	外国籍市民が交流できるイベントの実施	外国籍市民が参加し、交流することができるイベントを実施する。	文化振興課 公民館
6	多文化交流支援スタッフの育成	国際理解に関する講演会、ワークショップ等を通し、ボランティアを養成する。	文化振興課

施策2 他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進

No	取組の内容	事業内容	所管課
1	地元アーティストとの連携の充実	市内在住の文化芸術分野の専門家である、地元アーティストに協力を仰ぎ、連携して事業を実施する。	文化振興課 保谷こもれびホール (指定管理者)

施策3 多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進

No	取組の内容	概要	所管課
1	西東京市民まつり	人と人とのつながりを大切にし、西東京市の新たな伝統や風土、地域文化の創造を目指し、市民・農業・商工の3部門を主として構成された実行委員会のもと、警察署や消防署、学校等多くの関係部署等と連携して実施しており、地域福祉の増進、地域住民の連帯感、ふるさと意識の醸成をはかり、よりよいコミュニティの形成に寄与するよう支援を行う。	文化振興課
2	公民館登録団体一覧の活用	地域でサークル活動をしている公民館の団体について、活動分野別に一覧になっている「公民館登録団体一覧」を活用する。	公民館
3	活動者が交流できるイベントの実施	文化芸術の活動者同士が交流することができるイベントを実施し、個人及び活動団体間の連携の充実を図る。	文化振興課 公民館
4	市内大学との連携の充実	文化芸術の活動者同士が交流することができるイベントを実施し、個人及び活動団体間の連携の充実を図る。	文化振興課 企画政策課
5	教育機関とのイベントの連携	市内にある武蔵野大学、早稲田大学、東京大学と人材交流や育成、文化芸術関連事業等において連携を図る。	文化振興課
6	市内事業者との連携の充実	市内事業者と市民が連携して文化芸術分野の事業を実施することで、市内の交流の活性化を図る。	文化振興課 産業振興課

施策4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流

No	取組の内容	概要	所管課
1	近隣住民が交流できるイベントの実施	広域的に取り組むことで、近隣住民と交流する機会が持てるようなイベントを実施する。	文化振興課 企画政策課
2	都市間交流ができるイベントの実施	姉妹都市・友好都市と文化芸術活動における都市間交流のイベントを実施する。	文化振興課 企画政策課
3	他自治体の施設状況の調査	近隣の自治体における文化施設あるいは文化芸術活動ができる施設について調査し、広域的な関連施設の状況を把握する。	文化振興課

3 関連法規等

(1) 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号)
改正 平成二十九年六月二十三日

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基

本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
 - 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、

文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸

術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

メディア芸術の振興

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

伝統芸能の継承及び発展

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

芸能の振興

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化財等の保存及び活用

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な

施策を講ずるものとする。

地域における文化芸術の振興等

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

国際交流等の推進

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

芸術家等の養成及び確保

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化芸術に係る教育研究機関等の整備等

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

国語についての理解

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

日本語教育の充実

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

著作権等の保護及び利用

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

国民の鑑賞等の機会の充実

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の

文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

青少年の文化芸術活動の充実

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

学校教育における文化芸術活動の充実

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の充実

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

美術館、博物館、図書館等の充実

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

地域における文化芸術活動の場の充実

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

公共の建物等の建築に当たっての配慮等

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関

する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

情報通信技術の活用の推進

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

調査研究等

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

民間の支援活動の活性化等

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

関係機関等の連携等

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造

する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

顕彰

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

政策形成への民意の反映等

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

地方公共団体の施策

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

文化芸術推進会議

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第四百四十八号）抄

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（以下略）

文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 西東京市文化芸術振興条例

平成21年9月29日
条例第32号

私たちのまち西東京市は、田無市と保谷市の合併により誕生しました。このまちは、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴史のあるまちです。私たちは、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切にしながら、一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに西東京市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、西東京市（以下「市」という。）における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興についての基本的な事項を定め、市民、市及び団体等（市内で活動する企業、教育機関、市民活動団体等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するものとする。

2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術の振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

(重点目標及び基本施策)

第7条 市長は、次に掲げる事項を文化芸術の振興に係る重点目標とし、その達成のために必要な施策を講ずるものとする。

- (1)文化芸術を享受する機会の充実
- (2)文化芸術を創造し、及び発信する機会の充実
- (3)文化芸術の保存及び継承
- (4)文化芸術活動の担い手の育成
- (5)文化芸術活動に係る交流の促進
- (6)前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に必要と認める事項

(推進機関の設置)

第8条 市長は、文化芸術の振興施策を推進する機関を設置するものとする。

(文化芸術活動における施設の運営)

第9条 市長は、市の施設の運営に当たり、その設置目的を妨げない範囲において、基本理念の下、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22年4月1日から施行する。

西東京市第2期文化芸術振興計画

平成31（2019）年3月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課

〒202-8555 東京都西東京市中町1-5-1

電話 042-438-4040

FAX 042-438-2021

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用